

～ご意見をお寄せください～ 「第7次軽米町行政改革大綱(案)」

現在、町では、令和8年度を初年度とする「第7次軽米町行政改革大綱」の案をまとめました。「パブリックコメント※」の実施により広く町民の皆さんからご意見を募集いたします。

1. 第7次軽米町行政改革大綱とは

本町は、簡素で効率的な町政の実現をめざして、平成8年12月に「軽米町行政改革大綱」を策定し、これまで6次にわたり行政改革に取組み、職員数の適正化をはじめ、事務事業の見直しなどの改革に取り組んできました。

現在は健全な財政運営を維持していますが、今後は、少子高齢化の進展や人口減少への対応、更には老朽化が進む公共施設の更新等により、財政運営はこれまでにも増して厳しくなると予想されます。

また、近年の自治体を取り巻く状況は、地域経済の活性化が一層求められる中、生産資材や物価高騰への対応や、職員採用者数の伸び悩み、急速に進展するDXへの対応など、変化の激しい社会経済情勢への迅速な対応が求められています。

このような社会情勢を踏まえ、安定した行政運営を維持していくためには、地域コミュニティを基盤として町民と手を携えながら、創意と工夫を凝らしたまちづくりに取り組んでいくことが重要で、また、さらなる事務事業の見直しや財源の重要施策への重点化を推進するとともに、職員体制の充実と資質の向上により、多様なニーズに対応した質の高い効率的な行政サービスの提供に努める必要があります。

令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展に関する特別措置法」に基づき、過疎からの自立と地域の持続的発展を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間における基本方針や対策を定める計画です。

○第7次軽米町行政改革大綱（案）の公表・意見募集

■募集期間 令和8年3月16日（月）午後5時まで

■提出方法

住所、氏名、意見を記入し、郵送、メール、ファックス、直接持参、町ホームページフォームのいずれかの方法で提出してください。（様式は問いません）

■提出・問い合わせ先

軽米町役場 政策推進課政策企画担当（〒028-6302 軽米町大字軽米10-85）

電話 0195-46-2115 FAX 0195-46-2335

メール seisaku@town.karumai.iwate.jp 〈町ホームページ〉

〈意見入力フォーム〉

町ホームページ

(右のQRコードから計画案等の閲覧や
意見の提出ができます)

